

23 年度税制改正の積み残し事項の整理について

23 年度税制改正の積み残し事項については、社会保障と税の一体改革の検討課題を踏まえ、以下の考え方に基づき整理を行ってはどうか。

1. 個人所得課税

- 給与所得控除については、人的控除ではなく、①給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、②主要国においても定額又は上限があること等から、控除の適正化を図る性格を有するものであり、平成 24 年度税制改正において実施することとしてはどうか。
- 特定支出控除の見直しは、給与所得控除の上限設定に併せて、特定支出控除を使いやすくする観点から行うものであり、平成 24 年度税制改正において同時に実施してはどうか。ただし、これまでの与野党協議の結果等を踏まえれば、「職業上の団体の経費」については今回は対象とせず、今後の検討課題と整理してはどうか。

- 短期勤務の役員退職金課税の見直しは、短期間のみ在職することが当初から予定されている法人役員等が、給与の受け取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例を防止することにもつながることから、課税の適正化の観点からも、平成 24 年度税制改正において実施することとしてはどうか。
- 人的控除である成年扶養控除については、社会保障と税の一体改革において扶養控除全体の今後のあり方を検討する中で、あらためて見直しの内容及び位置付けを整理することとしてはどうか。

2. 資産課税

- 平成 23 年度改正に盛り込まれていた相続税・贈与税の見直しは、課税ベースや税率構造の見直しなど、全体として資産課税の抜本改革を行うものであることから、社会保障と税の一体改革の中で措置することとしてはどうか。

3. 消費課税(地球温暖化対策のための税の導入)

- 地球温暖化対策のための税については、以下の民主党税制調査会が取りまとめた重点要望事項を踏まえ、検討を行うこととしてはどうか。

平成 24 年度税制改正における重点要望等について(2011 年 11 月 28 日 民主党税制調査会)

「 ○ 地球温暖化対策のための税

エネルギー起源CO₂ 排出抑制のための諸施策を総合的に実施していく観点から、平成 23 年税制改正法案で提案した通り、地球温暖化対策のための石油石炭税の課税の特例を設けるべきである。ただし、地球温暖化対策のための石油石炭税の課税の特例導入の際には、上乘せされる税率にかかる農林漁業用の軽油を含め、所要の免税・還付措置を設けるべきである。併せて、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化のための方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策についても実施すべきである。また、地球温暖化対策に資する森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討すべきである。」

4. 納税環境整備

- 納税環境整備については、平成 23 年度税制改正法附則第 106 条を踏まえ、納税者権利憲章をはじめ残された諸課題について、社会保障・税に関わる共通番号制度の導入も展望しながら、平成 25 年度以降も引き続き検討を行っていくこととしてはどうか。

(参考) 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第 106 条

政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。